

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月4日 20時17分ごろ
発生場所	沖縄県南 ^{なんしやう} 城市 ^{ちいな} 知名 ^{ちな} 崎北東方沖 知名 ^{ちな} 崎灯台から真方位051° 120m付近 (概位 北緯26° 11.4′ 東経127° 49.4′)
事故の概要	プレジャーボート大 ^{たいりやう} 漁丸は、西北西進中、乗り揚げた。 大 ^{たいりやう} 漁丸は、右舷主機ドライブユニットの脱落等を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月11日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大 ^{たいりやう} 漁丸、1.8トン ON3-330023、個人所有 第269-4867号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
死傷者等	なし
損傷	右舷主機ドライブユニットの脱落等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 高潮時 月出時刻：19時11分ごろ、月齢 14.8
事故の経過	本船は、船長が右舷船首からの波浪を避けるために右舷方を目視して約8ノットの対地速力で手動操舵により沖縄県西原町西原船だまりに向け帰航中、浅礁に乗り揚げた。 船長は、GPSプロッターを搭載していたが、同プロッターの取扱いに慣れておらず、画面設定等による浅礁の確認を行うことができなかった。 本船の喫水は、最大喫水が船尾側で約0.3mであった。 海図W228B（中 ^{なか} 城 ^{ぐすく} 湾）によれば、本事故発生場所周辺は、干出浜の記載がある。
分析	本船は、船長が右舷船首からの波浪を避け、右舷方を見ていて、見張りを適切に行っていなかったことから、浅礁に向かっていることに気付かずに航行し、同浅礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、GPSプロッターの使用方法が分からなかったことから、目視を頼りに航行し、浅所の確認を行うことができなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、船長が見張りを適切に行っていなかったため、浅礁に向かっ航行し、乗り揚げたことにより発生したものと

	考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航海計器の取扱いに習熟して船位の確認を行うこと。